

○国土交通省令第 号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）第五条の三第三項、第十条の四第一項及び第十七条の四第二項並びに第十九条の二十二第一項の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年 月 日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>(法第五条の三第三項の国土交通省令で定める性状又は種類の油)</p> <p>第八条の十三 法第五条の三第三項の国土交通省令で定める性状又は種類の油は、次の各号に掲げる油(令別表第一の五に掲げる北極海域を航行する船舶にあつては、第二号に掲げる油(燃料油として積載されたものに限る。))とする。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>(船舶発生廃棄物記録簿を備え付けるべき船舶)</p> <p>第十二条の三の五 法第十条の四第一項の国土交通省令で定める船舶は、総トン数百トン以上の船舶及び最大搭載人員十五人以上の船舶(海底及びその下における鉱物資源の掘採に従事しているものを除く。)とする。</p> <p>(外国において搭載した燃料油の燃料油供給証明書の要件)</p> <p>第十二条の十七の八 法第十九条の二十二第一項の国土交通省令で定める要件に適合する書面は、次に掲げる事項が記載されている書面とする。</p> <p>一 船名及び国際海事機関船舶識別番号</p> <p>二 燃料油を搭載した場所</p> <p>三 燃料油を搭載した年月日</p> <p>四 燃料油供給者の氏名又は名称、住所及び電話番号</p> | <p>(法第五条の三第三項の国土交通省令で定める性状又は種類の油)</p> <p>第八条の十三 法第五条の三第三項の国土交通省令で定める性状又は種類の油は、次の各号に掲げる油とする。</p> <p>一 摂氏十五度における密度が九百キログラム毎立方メートルを超える原油</p> <p>二 摂氏十五度における密度が九百キログラム毎立方メートルを超え、又は摂氏五十度における動粘度が百八十平方ミリメートル毎秒を超える原油以外の油</p> <p>三 歴青油又はその乳化物</p> <p>四 タール又はその乳化物</p> <p>(船舶発生廃棄物記録簿を備え付けるべき船舶)</p> <p>第十二条の三の五 法第十条の四第一項の国土交通省令で定める船舶は、総トン数四百トン以上の船舶及び最大搭載人員十五人以上の船舶(海底及びその下における鉱物資源の掘採に従事しているものを除く。)とする。</p> <p>(外国において搭載した燃料油の燃料油供給証明書の要件)</p> <p>第十二条の十七の八 法第十九条の二十二第一項の国土交通省令で定める要件に適合する書面は、次に掲げる事項が記載されている書面とする。</p> <p>一 船名及び国際海事機関船舶識別番号</p> <p>二 燃料油を搭載した場所</p> <p>三 燃料油を搭載した年月日</p> <p>(新設)</p> |

- 五 燃料油の製品名
- 六 燃料油の搭載量
- 七 燃料油の摂氏十五度における密度
- 八 燃料油の硫黄分濃度
- 九 燃料油の引火点
- 十 燃料油が令第十一条の十又は第十一条の十一に定める基準に適合する旨及びその旨を証する燃料油供給者の署名

- 四 燃料油の製品名、摂氏十五度の温度における密度及び硫黄分濃度
- 五 燃料油の搭載量
- （新設）
- （新設）
- 六 燃料油供給者の氏名及び署名、住所並びに電話番号

## 附 則

この省令は、令和六年五月一日から施行する。ただし、第八条の十三の改正規定は、令和六年七月一日から施行する。